第Ⅲ章　基本計画

1. 基本目標ごとの施策

基本目標１　結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実

保護者アンケート等から見えた課題

安来市では、不妊治療費等の助成事業をはじめ、こんにちは赤ちゃん事業、妊娠中の相談・情報提供事業を実施しています。全国的に女性の高齢出産率が高まり、妊娠中のリスク、産後の回復に時間を要する人が増えており、保護者アンケートでも「産後ケアの種類をより増やしてほしい」という声がありました。親の心身が不安定であると、こどもや家族、仕事への復帰などに、支障をきたすおそれがあり、産後の母親、新生児を支える家族全体への支援の充実が必要となっています。

①結婚を希望する若者への切れ目のない支援

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものですが、結婚を希望しながら相手と巡り合う機会が少ない、結婚まで至らないといった人もいます。

結婚の希望をかなえるため、市の機関や企業等と連携しながら、出会いの機会の充実を図るとともに、成婚までの切れ目のない支援に取り組みます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-1-1	縁結び相談「はぴこ交流サロン」	やすぎ暮らし推進課
	市と「安来はぴこ会」との共催で、結婚を望む独身男女を対象に、毎月1回の結婚相談会を実施しています。結婚に関する相談・アドバイス以外にも、出会いイベントのお知らせも行います。	
1-1-2	安来市結婚活動支援事業補助金制度	やすぎ暮らし推進課
	結婚活動を支援する事業を企画・実施しようとする安来市内の団体に対し、その開催経費の一部または全額を補助します。 補助対象者：結婚活動支援を推進する市内に事務所を有する企業もしくは団体 補助額：補助対象経費から寄付金その他収入額（補助対象経費以外に充当されることが明らかなものを除く）を控除した額（上限10万円）	
1-1-3	安来市の結婚関連情報、島根県の縁結び情報、縁結びボランティア	やすぎ暮らし推進課
	「はぴこ」、「しまコ」、各種イベントやセミナーの情報、島根県の縁結び事業の取組状況などをお知らせしています。 ※安来市ホームページ、しまね縁結びサポートセンターホームページ 島根県縁結び応援サイト　等	

②こどもを授かるための支援

こどもを授かることを希望する夫婦に、一般不妊治療費等を助成し、こどもを授かるための支援を行います。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-2-1	不妊治療費等助成事業	子ども未来課
	妊娠出産を望む夫婦に対し、一般不妊治療費、生殖補助医療費、不育症治療費を助成します。令和4年度から保険適用の範囲が拡充されました。	

③親子の健康への支援

こどもが健やかに育つためには、親子の健康づくりを支援していくことが必要です。

妊娠期、出産期、乳児期、子育て期など成長過程において、親子が元気に成長できるように適切な支援を実施します。安心して子育てができる環境をめざして、安来市こども家庭センターを活用し、妊娠・出産・子育て期に至るまでの切れ目のない支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-3-1	こんにちは赤ちゃん事業	子ども未来課
	生後4か月までの乳児がいる家庭へ保健師、助産師が「こんにちは赤ちゃん訪問」を行います。専門職が訪問することで、育児不安の軽減や母子の様子確認を行い、必要な支援へつなぎます。	
1-3-2	安来市こども家庭センターにおける妊娠届出時の相談・情報提供	子ども未来課
	妊娠届出時に保健師、助産師がすべての妊婦と面談を行い、妊娠・出産・子育て期へと切れ目ない支援につなぎます。	
1-3-3	妊婦・産婦・乳児健康診査	子ども未来課
	妊娠届出のあった妊婦に対し受診票を交付することで、定期的な健診受診と費用負担の軽減を行います。	
1-3-4	産後ケア事業	子ども未来課
	産後1年未満の母子に対し、心身のケア、育児のサポート、保健指導等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。	
1-3-5	各種健康教室事業（マタニティ教室、はじめての子育て教室）	子ども未来課
	こどもの成長に沿って各種教室を開催します。出生数が減少する中、同じ環境で子育てする者同士の交流の機会や、悩みの共有により育児不安の軽減を図り、虐待予防、孤立を防ぐことにもつなげます。	

1-3-6	歯科保健事業（妊婦歯科検診、歯科教室、フッ化物洗口の開催）	子ども未来課
	成長過程に応じた歯の健康教室、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、学校等におけるフッ化物洗口を通じてこどもの歯を守る取組を進めます。また、保護者の健康づくりを土台として、妊娠期・乳幼児期からの適切な食習慣・歯磨き習慣指導等の意識啓発を行います。	
1-3-7	小児予防接種事業	子ども未来課
	予防接種法に基づく定期予防接種（A類疾病）は、公衆衛生の向上のため継続して実施します。BCG接種は、これまで集団接種としていましたが令和7年度から個別接種とします。	

④食育の推進

こどもの健やかな成長には、健全な食生活を実践できる力を育むことが欠かせません。健全な食生活を営むには、こどもだけではなく、親子への支援をしていくことが必要です。

こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査等を通じた情報提供、教室の開催等、乳幼児期においての食育推進を重点的に行います。幼稚園・保育所（園）・認定こども園での児童に対する啓発や、授業や給食を通じての食育を継続して行い、給食センターを活用した取組も展開していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-4-1	マタニティ教室	子ども未来課
	健やかな胎児の発育や安全な出産に向けて、妊婦やその夫（パートナー）に対し、正しい食生活について啓発を行います。	
1-4-2	離乳食教室	子ども未来課
	離乳食教室では、離乳食の正しい知識の啓発を行います。また個別相談を行うことで、乳幼児健診の事後フォローにもなっています。	
1-4-3	乳幼児健康診査	子ども未来課
	乳幼児健康診査にて、離乳食の進め方に関する情報提供や個別相談を行うことで、こどもの食に関する悩みの解消や食育推進を図ります。	
1-4-4	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等での食育教室、歯科教室	子ども未来課
	各施設のこどもたちに対して、食育教室や歯科教室を実施し、こどもや保護者の意識啓発につなげます。施設と家庭、関係機関で連携し、食習慣や口腔ケア習慣の定着により、乳幼児期から適切な生活習慣の基礎をつくります。	
1-4-5	マタニティ応援プロジェクト	子ども未来課
	妊婦や胎児、生まれてきた乳児の健康づくりと健やかな成長を支援するため、特別な精米方法で、ビタミンやミネラル、食物繊維など栄養価を多く含む「金芽米（きんめまい）」を妊娠期からこどもが１歳になるまで無償提供します。	

1-4-6	食のボランティア団体との連携・啓発	いきいき健康課
	食生活改善推進員による「おやこの食育教室」、子育てイベントでの「おやつ作り教室」、「郷土料理教室」などを実施し、食育を推進します。	
1-4-7	就学前児の一日入学での給食提供（学校主体事業）	給食教育課
	就学前のこどもが一日入学した際に、これから就学する小学校で学校の雰囲気を感じながら給食を喫食します。こどもたちの就学への期待を高めます。	
1-4-8	保育施設等での金芽米無償提供事業	子ども未来課
	こどもたちの心身の健やかな成長と子育て世帯への負担軽減のため、市内の保育所、認定こども園、幼稚園で「金芽米」を無償提供します。	
1-4-9	親子料理教室	給食教育課
	学校給食への理解を深めていただくとともに、こどもたちの健やかな成長と親子のふれあいを目的に、夏休みの期間中（給食センターが稼働していない時期）に「親子料理教室」を実施します。	
1-4-10	給食試食会	給食教育課
	給食試食会は、6月以降給食提供期間（土・日・祝日を除く給食実施日）に団体からの申し出により実施しています。個人は対象とせず団体での受入れのみ行っています（40名以内）。学校で実施する保護者対象の試食会では、栄養教諭の講話も行っています。	
1-4-11	学校給食での金芽米提供	給食教育課
	独自の加工技術により、多くの旨味と栄養を残した安来産の「金芽米」を、小学校・中学校の学校給食で提供し、こどもたちの健やかな成長を支援します。	

PICK UP

安来の“金芽米（きんめまい）”で妊婦さん・お子さんを応援

■安来市は島根県内有数のおいしいお米の産地

安来市には、伯太川と飯梨川の恵みがもたらす良質な水と豊かな耕作地が広がっており、生産者が心を込めて米づくりに励んでいます。

安来市の水稲の作付面積と収穫量は、実は島根県内で第 2 位。安来市産きぬむすめは、「米の食味ランキング」でも高い評価を得ています。

作付面積（ha）		
1	出雲市	3,950
2	安来市	1,970
3	松江市	1,780
4	雲南市	1,380
4	奥出雲町	1,380
	⋮	⋮

収穫量（t）		
1	出雲市	21,300
2	安来市	9,940
3	松江市	9,080
4	奥出雲町	7,500
5	雲南市	7,220
	⋮	⋮

農林水産省：作物統計調査（令和 5 年度産）

■金芽米で子育てを応援

「金芽米」は、おいしさと高い栄養価をもつ健康志向のお米です。「亜糊粉層（あこふんそう）」と呼ばれる、旨みや栄養素が詰まった層を残して精米することで、精米後のお米に残る胚芽の一部が金色に見えることから「金芽米」と名付けられました。

マタニティ応援プロジェクトとして、希望される妊婦の方に安来産「金芽米」を毎月お送りするとともに、保育施設や小中学校でも提供し、出産・子育て・子育ちを応援しています。

基本目標２　こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備

保護者及び事業者アンケートから見えた課題

「子育て支援センター」や「つどいの広場」は、こどもの健やかな成長を支援する事業であるとともに、こどもだけでなく、子育てをしている親同士の交流を促進し、子育ての不安感を緩和する機能があります。また、支援の必要なこども、その親の状況をいち早く見極め、早期支援につなげていきます。しかし、アンケート結果からはこうした取組に関する情報が「十分に行き届いていない」という声がありました。近年の社会情勢を踏まえて、ホームページやSNSを利用した情報の発信が求められています。

保護者アンケートを見ると、安来市の未就学児～低学年児童の保護者の54％がフルタイム勤務であり、フルタイム以外の働き方も含めると実に91％が共働き世帯でした。このような実情からか、保育時間の延長や休日保育への要望が多くありました。仕事を持つ親が子育てしやすくなるよう、保育全般の事業運営の改善・充実や、男性の育児に対応した制度や市内施設の環境整備が求められています。

①子育て支援サービスの充実

子育て支援センター、つどいの広場を子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化していきます。親子が使う施設を再点検し、周知を行うとともに親子が使いやすいような環境づくりを行います。

ファミリー・サポート・センターは、利用方法の周知に努めるとともに、提供会員の確保をはじめとした利用しやすい体制づくりを図ります。

子育て教室や読み聞かせ等を通して親子の触れ合いを深める支援を継続していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-1-1	子育て支援センター事業	子ども未来課
	子育て支援センターのプレイルームを開放して、子育て世帯に気軽に利用してもらうようにしています。保育士による子育てイベントを実施し、子育て世帯の交流を促進します。	
2-1-2	つどいの広場事業	子ども未来課
	子育て世帯が気軽に集い交流を図れる場として、つどいの広場事業を実施します。つどいの広場では、保育士による子育て相談や子育てイベントを実施します。	
2-1-3	ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来課
	ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい者と行いたい者を会員とし、相互援助活動を調整し育児支援を行う事業です。会員登録者の増加を図りつつ育児支援を展開します。	
2-1-4	ブックスタート事業	子ども未来課
	ブックスタート事業は、健診時に絵本を読み聞かせ、絵本に触れる機会を設けます。絵本を通じて親子の時間を楽しむことにつなげています。	

②経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化による新たな支援をはじめ、子ども医療費における助成対象の拡充など様々な形で経済的負担の軽減を図っていきます。各種助成制度の周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-2-1	保育料軽減事業	子ども未来課
	一定所得以下の世帯の第1子・第2子に係る保育料及び第3子以降の保育料を世帯所得に応じて1/4～1/3軽減することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	
2-2-2	副食費助成事業	子ども未来課
	多子世帯に対し、第3子以降の4・5歳児の副食費を全額免除としています。子育て世帯の経済的負担を軽減します。	
2-2-3	子ども医療費助成事業	市民課
	0歳～中学3年生のこどもは、子ども医療費受給資格証を医療機関・薬局等で提示することで、医療費（保険診療分）の本人負担額が無料となります。令和7年度から対象を高校生（0歳～18歳）まで拡充します。	
2-2-4	任意予防接種への助成	子ども未来課
	1歳から就学前のこどもに対して、流行性耳下腺炎ワクチン接種（おたふくかぜ予防接種）を無料としています。	
2-2-5	就学援助事業	学校教育課
	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の、学用品費等についての援助を行います。毎年度の進級時に学校で就学援助制度のお知らせを配布し、また就学時健康診断時にも保護者へお知らせを配布することで制度の周知に努めています。	
2-2-6	新生児聴覚検査費助成事業	子ども未来課
	聴覚障がいの早期発見、早期支援のため出生後に医療機関で実施される検査費用の一部を助成します。	
2-2-7	風しん等予防接種費用助成事業	子ども未来課
	風しんの抗体のない妊娠初期の女性が風しんに感染すると、先天性風しん症候群（難聴、心疾患、白内障など）のこどもが出生することがあるため、予防接種費用の一部を助成します。	
2-2-8	未就学児に係る国保税の軽減制度	税務課
	国保被保険者のうち、未就学児（小学校入学前の児童）の国保税の均等割額を軽減します。	
2-2-9	産前産後期間に係る国保税の軽減制度	税務課・市民課
	出産する（した）国保被保険者の国保税の所得割額と均等割額について、産前産後期間の4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）を免除します。所得制限はありません。	

2-2-10	産前産後期間に係る国民年金保険料の軽減制度	市民課
	出産する（した）国民年金第1号被保険者の国民年金保険料について、産前産後期間の4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）免除します。	
2-2-11	福祉医療費助成事業	市民課
	福祉医療助成制度に基づき、各関係機関と連携し、適切な医療費助成を行っています。令和7年度より子ども医療費助成事業の助成範囲が高校生まで拡充されます。福祉医療対象の中学生以下は子ども医療が負担することとなり、高校生は福祉医療が上限額まで負担した後、残りを子ども医療が負担します。	

③相談体制、情報提供の充実

子育て支援センターにおける相談体制を強化し、様々な子育て相談に対応するとともに、関係機関との連携を図り適切な支援へとつなげていきます。

子育て支援情報を、市のホームページや子育て応援ガイドブックに集約し、イベント・教室等での直接の情報提供とあわせた、インターネットでの積極的な情報発信を行うほか、必要な情報はガイドブックや市報等の紙面を通じて発信を行います。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-3-1	地域子育て支援センター・つどいの広場事業	子ども未来課
	地域子育て支援センターやつどいの広場において、専門の職員に相談する場を設け、育児の不安や悩みを共に考える支援を行うことで、保護者の安心につなげます。	
2-3-2	子育ての総合相談窓口（子ども未来課）の設置	子ども未来課
	子ども未来課に子育ての相談窓口を設置し、電話・来所でいつでも相談を受け付けます。必要に応じてこども園や教育委員会等と連絡を取り、支援につなげます。	
2-3-3	子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」の改訂	子ども未来課
	子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」を作成し、母子健康手帳発行時に、転入者や希望者など必要な方に配布します。「ピッコリーニ」は令和3年度に改訂しており、その後の変更は別紙を挟んで配布しています。新たに改訂版を発行するとともに、ホームページ上でも公開し、子育て世帯への情報発信を行います。	
2-3-4	母子健康情報アプリ「母子モ」での情報発信	子ども未来課
	市内の育児情報や予防接種管理、お子さまの年齢・月齢に合わせた情報発信、各種教室、イベント等の予約などをスマートフォンやタブレット端末でできる、母子健康情報アプリ「母子モ」を活用し、子育て世帯の利便性の向上と情報発信を行います。	

④保育サービスの向上

子育て世代の保育ニーズにあわせた体制を整備し、待機児童ゼロを継続していきます。

安心・安全な幼児教育・保育サービス提供のため、計画的な施設整備やサービス提供体制の整備を行います。関係部署、幼児教育・保育施設との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。

アレルギー等のこどもにも適切な対応とサービスを提供し、一時預かり、病児・病後児保育、

休日保育を継続して実施します。

幼児教育・保育人材に対する研修の実施や、保育・保育以外の業務の負担を軽減し、幼児教育・保育の質向上を図るとともに、人材確保に努めます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-4-1	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の運営	子ども未来課
	幼児教育・保育のニーズに合わせ、市内19施設でそれぞれのサービス提供を行っています。今後もニーズを把握した上で、幼児教育・保育のサービス提供数を安定的に確保するとともに、こどもたちの育ちや安全面を考慮して適正な体制を整備します。	
2-4-2	一時預かり・一時保育事業	子ども未来課
	園に通園していないこどもの保護者が疾病や冠婚葬祭等により、一時的に家庭保育が困難な場合や、保護者の育児に伴う負担の解消などのため、一時的に保育利用を希望する場合に、公立3施設、私立5施設で一時預かり・一時保育事業を実施します。	
2-4-3	休日保育	子ども未来課
	保育所や認定こども園に通園しているこどもの保護者が、日曜日や祝日等の休日に保護者の就労、傷病、介護、看護等の事情により、家庭での保育が困難となる場合に保育を実施します。	
2-4-4	病児・病後児保育	子ども未来課
	保護者の子育てと就労等の両立を支援するために、安来第一病院内に病児保育、認定こども園ひろせ保育園内に病後児保育を設置し、病気又は病気の回復期にあるこどもの保育を実施します。	

⑤子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等できるような環境整備を行うともに、親子が使いやすい公園や施設などの環境づくりを行います。また、通学路における危険個所の改善や、公園施設等の安全点検を実施します。

保育所や認定こども園、幼稚園、子育て支援センターなどの子育て関連施設の支援機能強化及び環境改善のための整備にあたっては、「こども・子育て支援事業債」等の財源を活用し、安全安心な環境を速やかに整えます。「こども・子育て支援事業債」を活用して実施する整備について、個別の具体的な事業内容は、別冊資料によるものとします。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-5-1	市道改良事業	土木建設課
	交通環境の整備と交通事故の発生防止に寄与し、児童・生徒の通学時等の安全を確保することを目的として、通学路等における危険箇所を中心に、市道改良や交通安全施設の整備等を計画的に実施していきます。	

2-5-2	安心して利用できる公園等の整備事業	土木建設課
	こどもや子育て当事者の立場に立ち、こどもの遊び場の確保及び親や地域住民の交流機会の創出に寄与することを目的として、中海ふれあい公園をはじめとする地域の公園について、親子が安心して利用できるよう、定期的な安全点検等を実施していきます。	
2-5-3	こども・子育て施設の支援機能強化及び整備	子ども未来課
	こどもや子育て世帯が、保育・幼児教育施設及び子育て支援関連施設を安心安全に利用できるよう、機能強化及び施設整備に取り組みます。	

\PICK UP/

地域の子育て情報を発信しています！

子育て情報をより身近に感じてもらえるよう、スマホアプリでのイベント発信や、子育てについてのお役立ち情報をまとめた情報冊子（WEB）の配布で、情報発信しています。

●独自の情報ツール●

母子モ“安来市版”（アプリ）

妊娠から出産の記録や、予防接種スケジュールなどを管理できる母子手帳アプリです。子育て支援イベント情報の発信、オンライン予約にも対応しています。

母子手帳アプリ
母子モ

アプリダウンロードは
こちらから

子育て応援ガイドブック　ピッコリーニ

妊娠期から出産、小学校入学まで、福祉・保健・医療など、市内の子育て世帯に直接関わる「お役立ち情報」をまとめています。

子ども未来課で配布しています
（内容の改定や WEB に変わることがあります）

担当課より

安来市の子育て世帯に必要な情報をわかりやすく発信していきます！

子育て世帯 対象

お問い合わせ　子ども未来課　0854-23-3222

基本目標３　こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

事業者・中学生・高校生アンケートから見えた課題

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、確かな学力・人間性・健康・体力が必要です。このような「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体でこどもたちの教育に取り組むことが重要です。

安来市では、地域ぐるみで「ふるさと教育」を実施し、学校と地域が協力して推進しています。しかし、交流センターでの地域行事等では、高齢化による地域の担い手が減少しており、新たな人材確保が必要になっています。

一方で、地域行事へのこどもの参加は、スポーツ少年団などの大会が重なると、少なくなってしまうことがあるという声がありました。地域行事は、「地域」と「こども」をつなぐ、重要な役割を持っているため、こどもが参加しやすい運営を考えていかなければいけません。

中学生・高校生のアンケートから「コミュニティ・人間関係について安心できるまちであってほしい」「学校と家以外の居場所が必要」などの意見があがり、こどもたちにとって、安心感を得られる場所が不足しているように見受けられました。地域全体でこどもたちが過ごしやすい仕組みが求められています。

①思春期の保健対策

こどもたちに対して、学校、地域での基本的な生活習慣づくりや喫煙・飲酒等の予防教育を行うとともに、家庭への情報発信を行います。将来を見据え、親となるこどもへ命を育む視点も取り入れ、生と性を育む保健教育の充実を図ります。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-1-1	思春期保健事業（思春期保健連絡会、研修会等の開催）	子ども未来課
	思春期保健連絡会を開催し、学校と行政、関係機関・団体と健康課題の共有化や連携を図るとともに、生徒対象研修会及び関係者研修会を実施します。	

②こどもの生きる力の育成

少人数指導や習熟度別学習等、指導方法の工夫改善を行い、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。こどもの豊かな人間性を育んでいくため、学校と地域が連携・協力して、ふるさと教育を推進します。

こどもの成長のために、多様な体験・学習機会の提供を引き続き進めていきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-2-1	確かな学力を育てる教育の推進	学校教育課
	市内の全小学校・中学校を訪問し、ねらいを明確にした授業づくりに向けて指導・助言を行います。また、授業実践を通して、1人1台端末の日常的かつ効果的な活用を進めます。	

3-2-2	ふるさと教育事業	学校教育課
	ふるさと安来の豊かな自然、ひと、もの、ことを通した教育を推進し、ふるさとに携わり豊かに生きる人々と関わることを通して、ふるさとに愛着を持ち、貢献しようとする心や態度を育む「ふるさと教育」を実施します。 今後、学校運営協議会の立ち上げにより、学校と地域のつながりがより良いものとなることから、さらにふるさと教育を充実させていきます。	
3-2-3	地域学校連携・協働活動	地域振興課
	未来を担うこどもたちの成長を支えるためには、学校・家庭・地域が連携し地域社会全体の教育力向上を図る必要があります。そのため、全中学校区に地域コーディネーターを配置し、共育協働活動の支援体制の充実を図ります。 持続可能な支援のための体制づくりを行い、様々な立場の方々に参加してもらい、共育協働活動を進めます。	
3-2-4	学校図書館活用事業	学校教育課
	各学校の図書館が活用されるように、読書指導を各校組織的に取り組みます。こどもの心を育む読書指導について、読書時間の確保、読書機会を増やす工夫に取り組みます。学習・情報活用センターとして学校図書館が機能するよう支援していきます。	
3-2-5	高校魅力化推進事業	やすぎ暮らし推進課
	市内2校の県立高校が設置する「高校魅力化コンソーシアム」の運営を支援するため、高校と地域が行う協働活動をプロデュースする「高校魅力化コーディネーター」を配置します。また、高校と市内中学校及び県内大学との連携を図ります。 高校と地域との協働が進み、その相乗効果としてそれぞれの魅力化を推進し、地域の将来を担う人材を育成することで人材還流サイクルを構築します。	
3-2-6	こどものための鑑賞会及びアウトリーチ事業	文化課
	こどものための鑑賞会を実施し、学校生活だけでは得られないプロの演奏等を提供します。プロの演奏家たちの演奏を、小中学校に直接届けるアウトリーチ事業を実施します。	
3-2-7	やすぎこども探検隊	地域振興課
	こどもたちが、自然体験やものづくりなどの活動を通じて、他学校児童との交流や世代間、親子の交流を深め、地域や自然に親しむ心の育成と生きる力の育成を目的として実施します。自然体験活動を中心に、ものづくりや地域の特色を生かした活動を行います。	

③家庭と地域の教育力向上

家庭での教育力向上のため、「親学プログラム」を活用し、保護者の学習機会の提供を進めていきます。地域でのこどもに対する体験・交流活動が推進できるよう、地域との情報共有・連携を図り支援を充実させていきます。

こどもの成長のために、多様な体験・学習機会の提供を引き続き進めていきます。

スポーツ少年団への支援を行う等、こどもがスポーツと触れ合うことができる機会の充実を図ります。学校や地域の図書館と連携し、こどもが本に触れる機会の充実を図ります。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-3-1	家庭教育支援活動	地域振興課
	家庭教育支援活動は、児童を取り巻く環境が複雑さを増している中、保護者の意識を定期的にアップデートし、また保護者同士の交流の場となる学習機会となることを、目的に実施します。生活習慣の向上や自立心の育成など、家庭での教育力向上のために必要な支援として実施します。	
3-3-2	放課後子ども教室	地域振興課
	青少年健全育成活動・世代間交流活動として、児童と地域住民とを結ぶ活動を、交流センター及び地域コーディネーターが連携して行っています。放課後や週末において、地域のこどもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験、交流の機会を提供する活動として継続していきます。	
3-3-3	スポーツ少年団事業	地域振興課
	市内には、野球、バレーボール、サッカー、剣道、ミニバスケットボール、テニス、空手、フェンシングなどの少年団があります。安来市スポーツ協会が、事業計画を立てて各種大会などを実施しています。	
3-3-4	環境教育の推進（ごみ処理施設への見学）	環境政策課
	小学生3･4年生を対象に自らが出したごみの行方や処理状況、ごみの分別の重要性など理解してもらうことを目的に、ごみ処理施設への見学の受け入れを行います。環境を意識した取組を幼少期から意識付けすることを期待しています。	
3-3-5	牛乳パックおかえり事業	環境政策課
	学校給食の牛乳パックをリサイクルすることにより、リサイクル活動の価値を知り、日常的な活動として取り組むことで、環境意識の向上を図ります。	
3-3-6	安来市地球温暖化対策地域協議会事業	環境政策課
	安来市地球温暖化対策地域協議会事業として、「木のおもちゃ広場」、「環境イラストコンテスト」「やすぎ環境フェア」などを実施しています。環境問題に触れ、主体的に行動する力を育みます。	
3-3-7	こども探検スクール（中海・宍道湖・大山圏域市長会事業）	環境政策課
	圏域の豊かな自然や環境施設等を活用し、自然環境や持続可能な開発目標（SDGs）について、こどもたちが現地で見学できる機会等を提供することにより、自然環境の普及啓発や保全、SDGsに向けた取組の推進を図ります。 対象：圏域の小学4年～6年生の児童と保護者	

④青少年健全育成の推進や、不登校や生きづらさを抱えるこども・若者への支援

こどもがSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように、学校教育に加えて地域との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発に努めます。

不登校や生きづらさを抱えるこども・若者の支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、こどもたちが様々な学びの場や居場所につながることができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や、教育支援センターあすなろによる支援等、こどもとその家庭に応じ

た支援を、関係機関と連携しながら進めていきます。

交流センターの取組を支援し、地域での子育て支援に対する機運の醸成を図ります。

社会教育委員、民生児童委員等の関係団体との連携を図り、地域全体でこどもと子育てを支えるネットワーク構築を進めます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-4-1	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	学校教育課
	各学校が、こどもがSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように授業や講演を実施しています。学校教育のみならず、地域と連携しながら、正しい知識の普及啓発を図ります。	
3-4-2	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
	スクールソーシャルワーカーを配置して、不登校対応や家庭支援など他機関と連携しながら幅広く活動しています。学校だけの対応では難しいケースが増加しており、スクールソーシャルワーカーの役割は重要になっています。	
3-4-3	教育支援センター運営事業	学校教育課
	教育支援センター事業では、不登校児童生徒の社会的自立を目標に支援を行っています。不登校児童生徒数は年々増加しており、本事業の役割も重要性を増しています。	
3-4-4	スクールカウンセラーの周知・活用	学校教育課
	全小中学校に配置しているスクールカウンセラーを周知・活用し、いじめや不登校などこどもたちが抱える様々な問題に寄り添い、相談・助言、心のケアなど専門的な支援を行います。	
3-4-5	子どもと親の相談員配置事業	学校教育課
	小学校に「子どもと親の相談員」を配置しており、校内チームの一員として、こどもと保護者の心の安定やこどもと担任とのつながりを支えていく役割を担っています。不登校の未然防止、児童・保護者への相談対応など、こどもと親の相談員のニーズは高くなっています。	
3-4-6	子どもの育ちを支えるネットワーク会議	学校教育課
	安来市のこどもの教育に携わる機関及び団体が相互に連携し、こどもの育ちに係る事業の一体的な推進を図るため、安来市子どもの育ちを支えるネットワーク会議を設置しています。関係団体のつながりをさらに深める取組を行っています。社会全体でこどもの育ちを支える動きは今後さらに進み、本会議の役割も重要になります。	
3-4-7	教育、特別支援、学校生活に関する総合相談	学校教育課
	特別な支援の必要性や不登校などの悩みを抱えるこどもたちや保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携を通じて、教育相談体制の充実を図ります。	

⑤放課後児童クラブの充実

地域と連携して、ニーズに応じた放課後児童クラブの体制整備に努めます。

放課後こども総合プランに基づいた放課後児童クラブの充実を図ります。

各クラブ間での連携を支援し、柔軟な受入体制を検討していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-5-1	放課後児童クラブ	教育総務課
	児童数は年々減少しているものの、家庭環境の変化等を背景に放課後児童クラブのニーズは高まっています。令和3年度から16クラブとなり、利用率も高い状態です。今後もニーズが高まることが予想され、また利用者の市街地近辺等の偏りもあるため、柔軟な受入体制やクラブの新設など受け皿の整備に努めます。	

⑥こどもの安全の確保

交通安全教室の実施等、こどもの安全につながる取組を引き続き行っていきます。

関係機関と連携し、交通安全への意識啓発を図ります。

こどもにとって危険が想定される場所や、災害時の対応方法等の情報を把握するとともに、情報提供にも努めていきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-6-1	交通安全教室の実施	学校教育課
	交通事故からこどもを守るため、各学校で「交通安全教室」を実施します。	
3-6-2	防災出前講座の実施	防災課
	小中学校の依頼に応じて、防災出前講座を実施します。現状で実施依頼が多くないことから、教育部（教育委員会事務局）を通じて出前講座（出前授業）をPRし、実施校の増加を図ります。	
3-6-3	登下校の交通指導	地域振興課
	交通指導員を中心に、小学生の登下校時の交通指導を実施しています。交通事故ゼロをめざし、今後とも交通安全の指導・啓発を続けます。	
3-6-4	通学路等の危険箇所の点検、対策の実施	教育総務課
	安来市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関を招集しての通学路安全推進会議を毎年行い、通学路の危険箇所の点検及び対策を実施しています。通学路は児童生徒の有無によって毎年変わるものなので、継続して取組を行います。	

⑦犯罪等の被害にあわないための環境の整備

防犯灯、防犯カメラ設置を推進し、地域と協力して安全な環境づくりを行います。
関係機関と連携し、防犯教室の実施等、意識啓発に努めていきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-7-1	防犯灯に対する補助事業	総務課
	防犯上、暗い場所への防犯灯の設置は必要不可欠であるため、自治会等が設置管理する防犯灯の設置費用の1/2を補助します。	
3-7-2	防犯カメラ設置の推進	総務課
	防犯上、通学路等へのカメラの設置は必要不可欠であるため、防犯カメラの設置を推進します。	
3-7-3	消費者教育の推進	人権施策推進課
	消費者被害防止に向けた啓発や、消費者被害に関する相談対応を行います。	
3-7-4	ハラスメント防止に関する広報･啓発の推進	人権施策推進課
	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメント･暴力の防止に向けて、出前講座の実施や広報（刊行物・ホームページ）などで啓発、情報提供を進めます。	

\PICK UP/

“ふるさと教育”ってどんなもの？

市内の小中学校では、授業の一環として地域と連携・協働した学習を取り入れています。

●取組事例●　（取組内容は学校ごとに異なります）

安来の自然・伝統文化・歴史・産業などを学ぶ

・どじょうすくい　・加納美術館での平和学習
・ハガネのまち安来　・ふるさとの偉人　など

地域の人とふれあい、学び、思いを知る

・米・野菜作り　・昔の遊び
・職場体験　・キャリア教育
・様々な学習支援ボランティア　など

担当課より　ふるさとの「ひと・もの・こと」を通した学習と、ふるさとに携わり豊かに生きる人々と関わることで、学びを充実し、ふるさとに愛着を持ち貢献しようとする心や態度を育みます。

市内小学校・中学校 対象

お問い合わせ　安来市教育委員会　0854-23-3194

PICK UP

教育支援センターあすなろの１日

様々な理由で学校に行き辛さを抱えるこどもに対して、学習支援や小集団での体験を通して、社会的自立をめざすところです。ここでの活動は「自分で決めて自分で活動する」ことを大事にしています。

●１日の活動の紹介●

通所について

9 時～15 時の間で、自分が決めた時間に通所します。**自分が出来そうなところからスタート**します。

活動内容

ここでの活動は**自分で決めます**。時間割は 1 枠 40 分で、勉強、読書、スポーツをしたりします。

イベント・行事

月に 1～2 回イベントがあり、自由参加です。遠足・クッキングなど、**こどもが企画することもあります。**

学校との連携

学校と連携して、定期テストをあすなろで受講したり、面談を実施したりすることもできます。

他の生徒とは別の部屋で過ごすこともちろん可能です。

相談員・支援員より　あすなろは社会的自立をめざすところです。自分で決めて自分で活動することを大事にしています

小学生・中学生 対象

お問い合わせ　安来市教育委員会　0854-23-3193

基本目標４　支援を必要とするこども・若者等への支援の充実

既存事業と保護者アンケートから見えた課題

こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体です。「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーとして捉え、こども・若者の意見を尊重しなければなりません。

現在、様々な困難を抱えるこどもが増えています。支援を必要とするこども（障がい児、発達への不安、ヤングケアラー、きょうだい児、不登校、ひきこもり、貧困など）と、それを支える家族、または、ひとり親家庭への支援など、「こども」と「こどもを育てるすべての人」が、地域で安心して暮らしていける社会を作っていくことが求められています。どんな境遇のこどもでも未来に希望を抱き、笑顔で暮らせるよう、誰一人取り残すことなく、こどもたちの成長や発達にあわせた支援を行います。

こどもたちの困難の背景には、育った家庭が抱える問題が影響している場合や、困難な状況にあるこども・若者を支える家族がともに困難な状況になる場合があります。家族を含め、それぞれの家庭の状況に応じた支援が必要です。

適切な支援を行うには、事業を行う主体が連携して、情報共有とサポートができる体制の強化が不可欠です。こどもや若者が気軽に相談でき、複雑化している困難に一体的・重層的に対応できる体制が求められています。

①こどもの権利擁護の推進

こどもの権利は普遍的な人権の一環として位置付けられます。そのためこどもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体です。こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が守られることを最優先に考えて行動する必要があります。

また、こどもの意見表明の機会を確保し、政策にこどもの意見を反映します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-1-1	こどもの権利擁護についての普及啓発	子ども未来課
	こどもの意見を尊重し、こどもたちが自分らしく暮らせるまちを実現するために、こどもの権利について広く周知を行います。	
4-1-2	こどもの意見を聴く体制	子ども未来課
	こどもの権利を尊重するために、こどもの意見を聴く体制を整えます。本計画の策定にあたっては、中学生・高校生にウェブ回答のアンケートを実施しました。そのほか、こどもたちが意見を言いやすい体制を検討していきます。	

②児童虐待の防止

要保護児童対策協議会を中心として、地域、学校、児童相談所、警察等の関係機関、団体との連携を図るためのネットワークを強化します。専門性を有する職員の配置や職員の講習会等への参加により、協議会の体制強化を図ります。

発生予防・早期発見・早期対応のために、妊娠期からあらゆる機会を通じて支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援へとつなげていきます。

児童虐待の再発防止に向け、支援が必要な家庭が置かれている状況や保護者や児童が抱える問題等の変化に対応するため、家庭の状況把握や家庭への関わり、支援方針等について適宜、確認を行い、効果的な支援を継続的に実施できる体制を整えていきます。

当事者や関係者が相談や連絡を行いやすいように、窓口を明確にして、その周知に努めます。

「こども家庭センター：ぴっこりーに」を総合支援拠点とし、より専門的な相談対応を行います。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-2-1	要保護児童対策協議会	子ども未来課
	要保護児童対策協議会として、関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげます。要保護・要支援児童、特定妊婦について、関係機関で情報を共有しながら支援体制を整えます。	
4-2-2	子育て世帯訪問支援事業	子ども未来課
	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	
4-2-3	こども家庭センター	子ども未来課
	令和6年度より、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭センター：ぴっこりーに」を設置しました。児童福祉機能と母子保健機能の連携強化を図り、切れ目のない包括的な支援体制を整えました。 こども家庭の相談窓口として、子ども家庭支援員が様々な相談に対応します。 相談の内容に応じて、庁内に在席する保育士、保健師、ケースワーカー、栄養士などにつなぎます。必要に応じて外部の専門員等につなぎます。	
4-2-4	児童虐待防止に関する周知啓発	子ども未来課
	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた周知啓発を行います。	
4-2-5	こどもの一時保護	子ども未来課
	こどもの生命の安全が確保できないと判断した場合に、一時保護を行う必要があります。市には一時保護を行う権限がないため、島根県中央児童相談所と連携して対応します。	
4-2-6	ヤングケアラーに関する支援	子ども未来課
	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者、いわゆる「ヤングケアラー」に関する周知を図るとともに、家族の問題を抱え、生活に支障をきたしているこども・若者へ支援します。	

③こどもの貧困に対する対策

社会情勢の複雑化、厳しさから経済的に困窮する家庭が社会問題となっています。経済的な困窮は、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどもの人生に影響を及ぼします。

こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。困難を抱えている家庭ほど周囲の支えが届きにくいことや、教育・体験機会、学習環境に所得階層の間の差異があることなど、今なお支援を必要としているこどもや家庭が存在することが改めて確認されています。

このことから、引き続き母子父子自立支援員や自立相談支援員の配置等による相談体制の充実を図り、また、アウトリーチの推進により、すべてのこどもが希望を持てるように個に応じた切れ目のない支援に努めます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-3-1	子どもの居場所創出支援事業	福祉課
	こども食堂でこどもやその保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを築く、取組を実施する民間団体に対して、その活動にかかる経費を助成します。	
4-3-2	一時預かり事業等の利用者負担軽減事業	子ども未来課
	所得の低い世帯や支援が必要な世帯等を対象に、一時預かり事業（保育所等に通っていないこども等の一時預かり）の利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	
4-3-3	生活保護	福祉課
	生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給することで最低限度の生活を保障し、あわせて自立に向けた支援を行います。	
4-3-4	被保護者自立支援プログラム事業	福祉課
	就労支援員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ハローワーク等と連携し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。	
4-3-5	生活困窮者自立相談支援等事業	福祉課
	相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。	
4-3-6	住居確保給付金事業	福祉課
	離職や廃業等に伴い、収入が減少し、生活に困っている人に対して、家賃相当分（上限あり）を支給するとともに就労に向けた支援を行います。	

④ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。特に我が国において、こどものいる世帯の約１割はひとり親世帯であり、その約５割が相対的貧困の状況にあるといわれており、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題です。

ひとり親家庭や寡婦が直面する様々な課題に対応するため、生活支援策や就業支援策を実施します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-4-1	ひとり親家庭相談体制の充実（母子・父子自立支援員の配置）	福祉課
	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等に対し離死別直後の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供や相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。ワンストップサービスを心がけ、丁寧な相談と関係機関と連携した伴走的支援を行います。	
4-4-2	子育て世帯訪問支援事業	子ども未来課
	家事、育児などの日常生活に不安を抱えるひとり親家庭等に一定期間ホームヘルパーを派遣します。	
4-4-3	児童扶養手当	福祉課
	離婚や死別などにより子と生計を同じくし、監護・養育している人に対し、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健やかな成長を目的に支給します。法改正により、第三子以降の児童に係る加算額の引上げ・所得制限限度額の引上げ・扶養親族等の範囲の見直しを行います。	
4-4-4	母子父子自立支援プログラム策定事業（就業支援）	福祉課
	児童扶養手当受給者等の生活を支援するために、母子父子自立支援員が各々の生活状況に応じたプログラムを作成し、その人のニーズに応じハローワークと連携しながら就業に結び付ける支援を行います。	
4-4-5	母子父子自立支援員プログラムに基づく就業支援	福祉課
	経済的自立に向けた支援のため、受講料及び生活の一部を支援します。 ●自立支援員教育訓練給付金 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組に支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。 ●高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進し、当該資格に係る養成訓練の受講期間について生活費の一部を支給することにより、生活の負担軽減を図るため支援を行います。	
4-4-6	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	福祉課
	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、居住の借上げに必要となる資金の貸付制度により、就労又は稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などにつなげ、自立促進を図るための支援を行います。	
4-4-7	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	福祉課
	母子父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金（進学費用・就労準備費・生活費等）を低利子または無利子で貸付を行います。相談から申請に至るまで丁寧かつ適切な対応を行います。	

⑤障がいのあるこどもと家庭への支援

障がいや特性のあるこどもが健全に健やかに成長してくよう関係機関と連携し、ひとり一人の特性にあった障がい児へのサービスや支援の充実を図るとともに、障がいのあるこどもを育てる保護者や家族の不安や相談の受け止めやサポートを行い、家族支援、保護者支援を行います。

乳幼児健康診査等の様々な機会を通して発達障がい等の早期発見に努め、適切な支援へとつなげていきます。

相談窓口や障がいへの理解を図るための情報発信を強化します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-5-1	就学前障がい児一時預かり事業	福祉課
	保育所等に入所していない小学校就学前の障がいのある児童の家族等が、疾病やその他の理由で一時的に介護困難となった場合や、心身の一時的な休息を図ろうとする場合に、日中、保育施設において児童を預かり、見守りを行います。	
4-5-2	障がい児保育（インクルーシブ保育の実践）	子ども未来課
	保護者や保育施設から発達に関する相談を受け、こどもの状況に応じて専門スタッフによる支援や、他機関との連携による支援を行います。こどもの特性にあった支援や保護者支援、保育者支援につなげます。	
4-5-3	発達支援ルームにこにこ	福祉課
	発達相談や保育所等から発達障がいの疑い、あるいは経過観察が必要と相談のあった就学前のこどもを小集団における関わりを通してスムーズな就学につなげることを目的に支援を実施します。発達支援ルームスタッフにより、こどもや家族に向けた指導のほか、対象児の所属する保育所等の保育士への関わり方の指導、保育所においてこどもの様子を観察するなど、丁寧な指導を実施しています。就学にあたっては教育委員会と連携をとり、円滑な支援につなげています。	
4-5-4	障害児通所給付	福祉課
	障がい児への日常生活能力の向上に必要な個別訓練や集団生活への適応訓練等のために、児童発達支援や放課後等デイサービスなどに通所する際の費用の給付を行います。障がい児を持つ家族の負担軽減を図ります。	
4-5-5	日中一時支援事業	福祉課
	介護者の疾病その他の理由により、家庭で障がい者等の介護や見守りが困難となる場合、施設で一時預かりを行い、日中活動の場の確保と入浴や排せつ、食事等の介護を行います。	
4-5-6	発達相談事業	子ども未来課
	乳幼児健診等で発達の遅れが疑われる等、保護者や保育施設からの発達に関する相談に対して専門スタッフによる助言や支援を行っています。こどもの特性にあった支援や保護者の育児不安の軽減につなげています。	

4-5-7	特別児童扶養手当	福祉課
	20歳未満の身体または精神に、重度または中度の障がいがあり、日常生活において一定の介助等を必要とする児童を、家庭において監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給され、障がい児童の福祉増進を図ります。	
4-5-8	障害児福祉手当	福祉課
	身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
4-5-9	難聴児補聴器購入助成事業	福祉課
	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児の補聴器購入費用に対し、購入費の一部を助成します。身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の言語の取得及びコミュニケーション能力の向上、学習環境の向上を図ります。	
4-5-10	保育施設での医療的ケア児の受入れ	子ども未来課
	日常的に医療的ケアが必要なこども「医療的ケア児」を幼児教育・保育施設で可能な限り受け入れ、保護者の負担軽減や子育て環境の充実を図ります。	
4-5-11	地域子育て支援センターどじょっこ	子ども未来課
	発達に不安のあるこどもや、ハンディキャップのあるこどものあそびの広場や遊具の提供、保護者との育児相談などを行っています。	

PICK UP

地域子育て支援センター「どじょっこ」

発達が緩やかであったり特別な支援を要するお子さん、並びに子育て家庭の育児支援を行っています。

就学前児童とご家族　対象

にこにこルーム

就学前のお子さん対象の発達支援ルームです。小さな社会の中（小集団）で子どもの自己性（社会性）の育ちを支えていきます。

ふれあい広場

同じ悩みを抱えるご家族が語り合える場です。ひとときでも子育ての不安から解放され、気持ちをリフレッシュさせて育児に向き合えるよう支援します。

おもちゃの図書館 ゆめのくに

子どもたちが遊べるおもちゃがたくさんあり、親子で遊べる楽しい空間です。おもちゃの貸し出しもできます。

～　安来市保育ヒストリー　～

安来市では、国の制度が整備される以前から早期の発達支援に取り組んできました。その中では、「その子の尊厳を大事に、その子の今を大事に、その子の向かう気持ちを育てることを大事に、保育士と子どもの関係が育つことこそを大事にする保育」「一人ひとりの子どもが当たり前に皆と共に生きる保育」といった考えを大切にし、障がい児保育を実践してきました。
（「障碍児保育・30 年－子どもたちと歩んだ安来市公立保育所の軌跡－」2005 年）

支援員・スタッフより　楽しい活動を通して、一人ひとりのお子さんにとって大切な支援、必要な支援を一緒に考えていきたいと思います。お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ
地域子育て支援センターどじょっこ
0854-26-4782

基本目標５　誰でも活躍できる社会の構築

中学生・高校生・保護者アンケートから見えた課題

保護者へのアンケートでは、「職場に育児休業の制度がなかった」という回答が24.4％と高く、「出産を機に退職した」という女性は17％を占めました。人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっておらず、職場、家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っていることを意味しています。

働く環境が、仕事と子育ての両立を妨げないように、事業者においては、育児への理解を深め、「安心して働きながらこどもを産み・育てる」ことができる雇用環境を整備していくことが求められます。一方で、育児休業を利用したという方の90％が元の職場へ復職している状況であり、子育てを支援する雇用環境の整備が有能な人材の確保につながっています。

また、中学生・高校生のアンケートでは、悩み事や心配事の相談先は友だちや親になどが多く挙げられていますが、中学生では17.3％、高校生では20.9％が「誰にも相談したくない」「相談する相手がいない」「どこに相談してよいかわからない」など一人で悩みを抱えています。

また、多くのこどもが学校や家庭に居場所を得ていますが、高校生の4.8％は「居場所がない」と答えています。こどもや若者は、人との関わり合いの中で成長していく存在です。地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、不登校やひきこもりなどの多様なニーズに対応した、すべてのこどもが安全で安心できる居場所づくりが求められています。

①働きやすい環境づくり

共働き世帯の増加、生活様式の多様化により、誰もが仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められています。

ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を関連団体等と連携しながら行っていきます。

働き方の見直しは、人材確保の観点から事業者にとっても必要であることを踏まえて、事業者に対する情報提供等を実施していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
5-1-1	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と機運醸成	人権施策推進課
	安来市企業等人権・同和問題研修会で島根労働局や松江職業安定所と連携して、説明会や講演会を行います。男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについて、具体的積極的な啓発の場を設けます。 また、市報・ホームページ等を利用して情報提供を行います。	
5-1-2	育児・介護休暇制度に向けた就業環境の整備	人権施策推進課
	企業・事業所等へ育児・介護休暇制度の活用について、意識啓発や情報提供を積極的に行います。	

5-1-3	男女共同参画社会への意識啓発	人権施策推進課
	各交流センターとの連携を図りながら男女共同参画の視点を持った人権講座を開催します。また、男女共同参画週間に、男女共同参画の視点を持った図書の展示を行います。各種団体や地域と連携し、男性が参加しやすい広報を行うなど、参加者数の増加に取り組みます。	

②こども・若者の自立に向けた支援

すべてのこども・若者が社会の一員として、持てる能力を生かし、主体的に社会に参加できるよう、困難を有するこども・若者やひきこもりの人へ必要な支援を実施し、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進します。

概ね 39 歳までの社会生活を営む上で困難や生きづらさを有するこども・若者等を対象に、相談支援窓口を設け、信頼関係を構築しながら、一人ひとりの状況に応じた継続的な相談・支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
5-2-1	子ども・若者総合相談窓口	福祉課
	社会生活を営む上で、様々な悩みや困難を抱えていたり、生きづらさを感じているこども・若者等の相談を受け止める総合相談窓口を設置します。本人の意向や希望に沿った伴走型の支援により、就労支援や学習支援、関係機関へのつなぎなどを行います。また、家族や関係機関等からの相談にも対応します。	
5-2-2	居場所事業	福祉課
	こどもや若者にとって安心できる居場所は、社会体験や利用者同士の交流、学習の場などになり、自身の成長や自立に向けた意欲を醸成します。困難を有するこども・若者等の社会的自立を支援するため、年間を通じて利用できる居場所を設置します。	
5-2-3	社会体験・就労体験事業	福祉課
	困難を有するこども・若者等を対象に、居場所以外で体験活動を行い、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上など、自立に必要な社会性を育み、社会とのつながりの回復を図る体験活動を実施します。 また、就労意欲の醸成や就労に向けた興味や自己の可能性を見いだす契機づくりとして、事業に理解を示す協力事業所において、就労を前提とした体験活動を行います。	
5-2-4	アウトリーチによる継続的支援	福祉課
	ひきこもり傾向にある方については、自宅等日常生活の場へのアウトリーチを行い、本人との信頼関係の構築に粘り強く取り組みます。また、家族との面談等を通じて、家族の心理的なサポートや関わり方の提案や助言を行います。	

5-2-5	こころと身体の健康についての相談	いきいき健康課
	こころの不調、悩みごとの相談に応じるとともに、生きづらさの相談やSNSでの専門相談を行う関係機関の周知に努めます。 関係機関：松江保健所　（心の健康支援課）（TEL 0852-23-1316） 島根いのちの電話（TEL 0852-26-7575） 島根県立心と体の相談センター（TEL 0852-21-2045）	
5-2-6	社会を明るくする運動	福祉課
	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」の啓発・推進を行います。	

PICK UP

安来市こども・若者サポートセンター「ちょっこし」

令和 6 年 10 月にみんなの居場所としてオープンしました。
「学校を卒業してから家から出られない」「人に会うと緊張してしまう」「焦る気持ちはあるが、一歩踏み出せない」「居場所がほしい」など、さまざまな悩みを抱えている方が安心して過ごせる居場所をめざしています。
のんびり過ごしたり、本を読んだり、学習の場としても利用できます。

中学卒業～おおむね
39 歳までの方対象

（祝日、お盆、年末年始はお休みします）

スタッフより

好きなことをしてゆっくりと自分の時間を過ごしたい方、何かしたいけど動き出すきっかけが欲しい方、興味があればお気軽にご連絡ください。「ちょっこし」はみんなの居場所です。

お問い合わせ

所在地：安来市伯太町東母里 531
（JA しまね伯太支店向い、母里老人福祉センター敷地内）
電話：0854-26-4915　　FAX：0854-26-4326
E-mail：unpaku@dojyokko.ne.jp
※利用の際は事前にご連絡ください。
　まずはお気軽にお問い合わせください。

2. 推進体制

①切れ目のない支援体制の構築

計画で位置づけた施策は、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など多くの分野に関わりますが、こどもの成長過程や支援の必要性に応じて、総合的に対応できる体制の構築が求められます。困難を抱えるすべてのこどもが真に必要な支援を受けながら、健やかに成長し、社会的に自立できるよう、子ども未来課を主要な窓口として、庁内関係部局をつなぐネットワーク体制を整備し、一層の連携強化を図り、切れ目のない支援体制を構築します。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じたサービスを提供するため、行政、教育・保育施設の実施主体等が相互に連携・協働しながら地域ぐるみで取組を進めていきます。

②支援を必要とする方への的確な情報提供

こどもの成長に関わる施策は多分野にわたり、関係機関も様々であるため、支援を必要とするこどもやその家庭が相談したい場合、相談先がわからずに相談できず、不安を抱えたままでいる可能性があります。個々の施策や関係機関について周知を図り、必要な人が必要な情報、施策、相談機関へ的確にアクセスできるよう、必要な対応を図ります。

③進捗評価

計画策定（Plan)、事業の実施(Do)、評価（Check)、改善（Action）の PDCA サイクルに基づいて、本計画を着実に推進していきます。

各施策について関係各課が毎年の施策の実施状況を点検し、関係団体、学識経験者などで構成する「安来市子ども・子育て推進会議」へ報告し、協議した結果を市のホームページなどにより公表します。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行うものとします。